



広島県報

号 外
第 41 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

公 告

広島県果樹農業振興計画の公表 (農産振興室)

公 告

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三及び果樹農業振興特別措置法施行令（昭和三十六年政令百四十五号）第三条の規定によって、広島県果樹農業振興計画を別冊のとおり定めた。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成18年3月20日
広島県報号外第41号別冊

目標年度
平成27年度

広島県果樹農業振興計画書

平成18年3月作成

広島県

目 次

1	果樹農業の振興に関する方針	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	果樹農業振興計画の対象果樹	7
2	栽培面積その他の果実の生産目標	8
(1)	果実の生産の目標	8
3	栽培に適する自然的条件に関する基準	10
(1)	栽培に適する自然条件	10
(2)	その他生産基盤整備に関する事項	12
4	近代的な果樹園経営の基本的指標	13
(1)	目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模	13
(2)	効率的かつ安定的な果樹園経営の指標	14
5	果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項	16
(1)	果実の流通の合理化	16
(2)	果実の加工の合理化	16
6	その他の必要な事項	18
(1)	食の安全及び消費者の信頼の確保、環境保全の推進等	18
(2)	多面的機能の発揮	18
(3)	低コスト・高品質生産技術の推進	18
(4)	温暖化対策の推進	18
7	広域濃密生産団地形成に関する方針	19
(1)	広域濃密生産団地形成に関する基本的方針	19
(2)	広域濃密生産団地の概要	20

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 基本的考え方

本県の果樹農業は、瀬戸内沿岸島しょ部の温暖な気候、内陸部の気温の日較差、また、北部の夏季の冷涼な気候を活かして多様な果実を生産しており、傾斜地を有効利用できる高付加価値型作物、大型開発生産団地形成の戦略作物及び水田農業における転換作物として地域農業の重要な役割を占めてきた。

しかし、後継者不足や高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れ、さらに、輸入果実の影響による国際的な産地間競争の激化による果実価格の不安定から、産地及び経営の持続が危ぶまれている。

また、近年の果実及び果実製品の需要はおおむね横ばいで推移し、消費者の品質に対する要求に加え、果実に含まれる栄養成分や機能性成分を重視した健康への要求等消費者ニーズの多様化が進みつつある。

特に若年層を中心とした食の簡便化志向の強まりを背景とする果実離れなどにより需要は伸び悩んでいる状況にある。

このような状況に対応し、今後の本県果樹農業については、多様な消費者ニーズに即した果実を安定的に供給するため、担い手を中心とした産地構造への転換を図るとともに、国際競争力を備えた生産性の高い果樹産地の形成とそれを支える果樹農家の経営安定に資するため、次の事項を基本として、果樹産地の構造改革を進めるものとする。

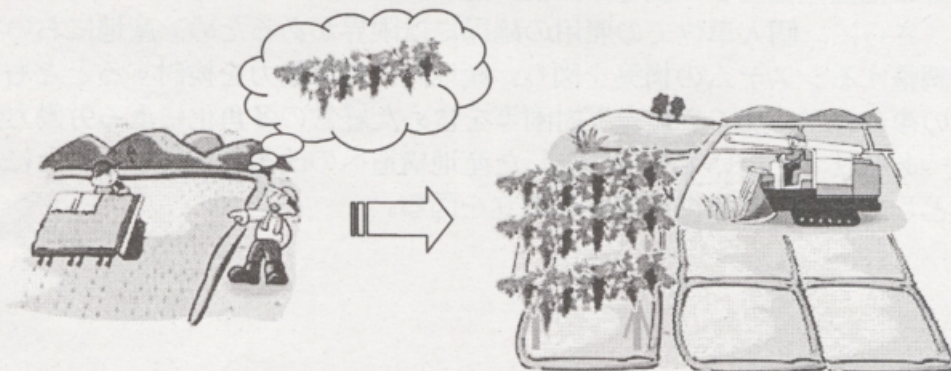
ア 国際化の進展に対応した産地構造の改革

果樹農業については、後継者不足や高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れによる生産力の減少を食いとめるため、中核的な担い手の経営規模拡大を図っていくとともに、経営の合理化による生産コストの軽減により国際競争力を備えた企業的果樹経営体の育成を推進する。

また、果樹農業は、主に集出荷施設等を中心とした産地を形成し、産地ごとに取組が行われていることから、目指すべき産地の姿を明確にし、戦略的な生産・販売により競争力のある産地を構築する。

あわせて、水稲から果樹への転換を図るため、水田への果樹導入を推進し、集落型農業生産法人、個別経営体及び農業外企業参入等、新たな果樹産地の育成を推進する。

なお、産地構造改革の推進に当たっては、地域主体の下、その意欲と創意工夫を起点とし、地域プロジェクト方式等により行う。



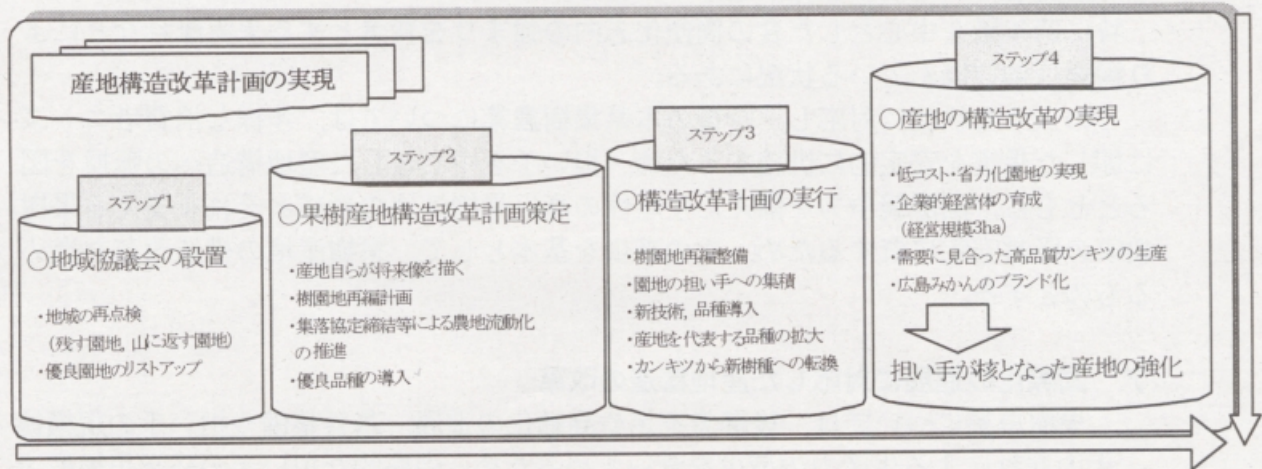
(ア) 果樹産地構造改革計画

産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）を策定する。

産地計画には、「量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産」、「高品質化の追求による高価格販売の推進」、「観光果樹園や直販による農村都市交流」など多様な戦略の中から目指すべき産地の姿を明確にする。

これを実現するための取組として「合意形成のための体制」、「担い手の明確化」、「担い手への園地集積の取組方法」、「園地基盤の整備」、「推進品目」、「販売戦略」などを定める。

産地計画の策定に当たっては、関係機関が十分連携した合意形成のための検討体制（生産者、農業協同組合、市町、県、農業委員会等関係者による産地協議会）を立ち上げ進める。



(イ) 生産基盤の構造改革

本県の果樹園の大勢を占める急傾斜地園地の生産性を高めるため、地域の実情に応じた産地計画に基づき、樹園地の基盤整備方法と省力機械化体系等計画的な事業導入、農地の流動化・担い手への集積及び労働力の確保等については、担い手を育成するという観点から、産地自らが中心となり、効率的かつ一体的に推進する体制を強化する。

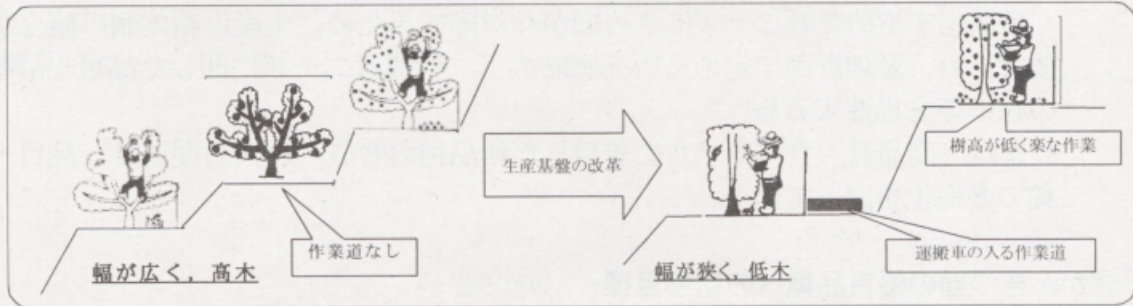
特に、園内道整備、園地の傾斜緩和等の基盤整備に当たっては、優良品目・品種への転換、低コスト、省力化につながる事業導入等による、樹園地再編を行う。

また、担い手に園地を集積するため、園地の傾斜、土壌条件等の園地情報を的確に把握・整備し、園地の貸借が進むよう体制づくりを行う。

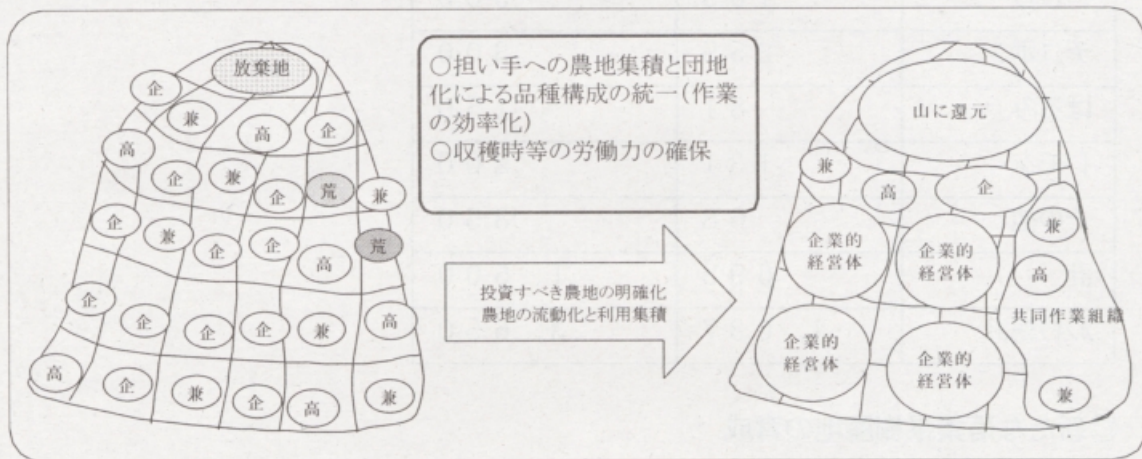
さらに、個人単位での雇用の確保には限界があるため、産地において労働力を調整するシステムの構築を図り、産地内外の労働力を検討するとともに、多品目の複合経営、加工や観光果樹園等を含めた経営の多角化による労働力分散を図る。

あわせて、担い手を中心とした産地構造への改革を加速することにより、産業として自立できる果樹農業の確立を図る。

◎園地の傾斜緩和等基盤整備



◎農地の流動化・担い手への集積



(ウ) 担い手の育成・確保

果樹産地においては、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担っている実態を踏まえ、原則として認定農業者制度を基本とし、産地自らが策定する産地計画において担い手とその育成方法を明確にする。また、併せて担い手以外の農業者の役割も明確にする。

その場合、農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家（主業農家に準じた概念）を中心に「新規参入者」、「農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織」「集落型農業生産法人」など、今後とも継続して果樹農業を担っていく多様な経営体についても、担い手になり得るものとして、各種施策の組合せによる育成・確保を図る。

◎担い手の作付面積目標

(単位：ha, %)

	平成 15 年実績			平成 27 年目標		
	作付面積	担い手 作付面積	シェア	作付面積	担い手 作付面積	シェア
常緑果樹	4,762	327	7	3,650	641	18
落葉果樹	2,048	325	16	2,310	628	27

※ 広島県では担い手を、次のとおり定義している。

- 農業においては、
 ①法人経営（集落法人、農業外企業、一般法人（その他の農業法人））
 ②農業所得500万円以上の個別経営（⇒企業の個別経営体）

(エ) 需要に見合った果樹生産対策

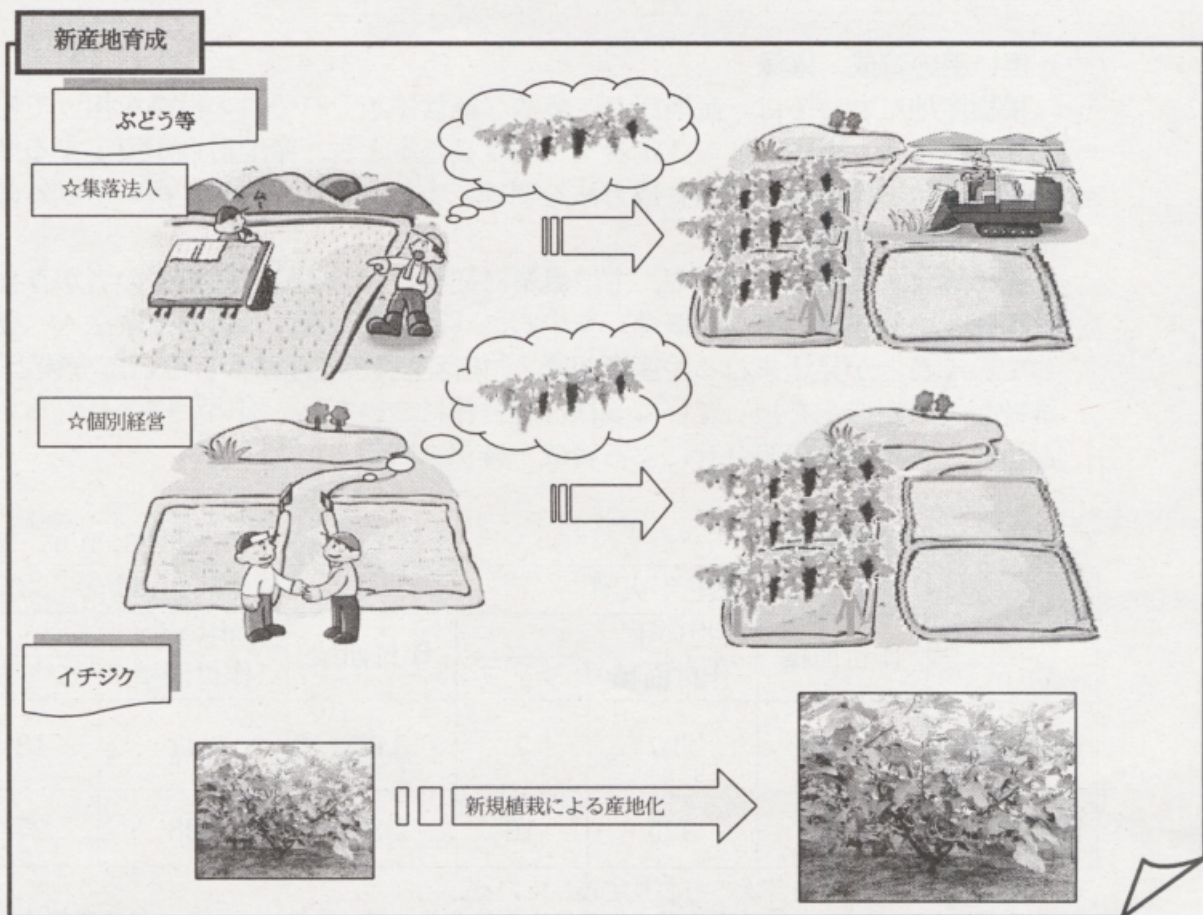
多様化する消費者ニーズにきめ細かく対応するため、生産供給体制の確立が必要であり、産地計画で定める販売戦略の下、消費者ニーズに即した品目・品種への転換等を推進する。

また、高品質、食べやすさに着目した新品種の育成・導入も促進し、品目・品種の多様化を図っていく。

◎かんきつ類の優良品種への転換目標 (単位：ha)

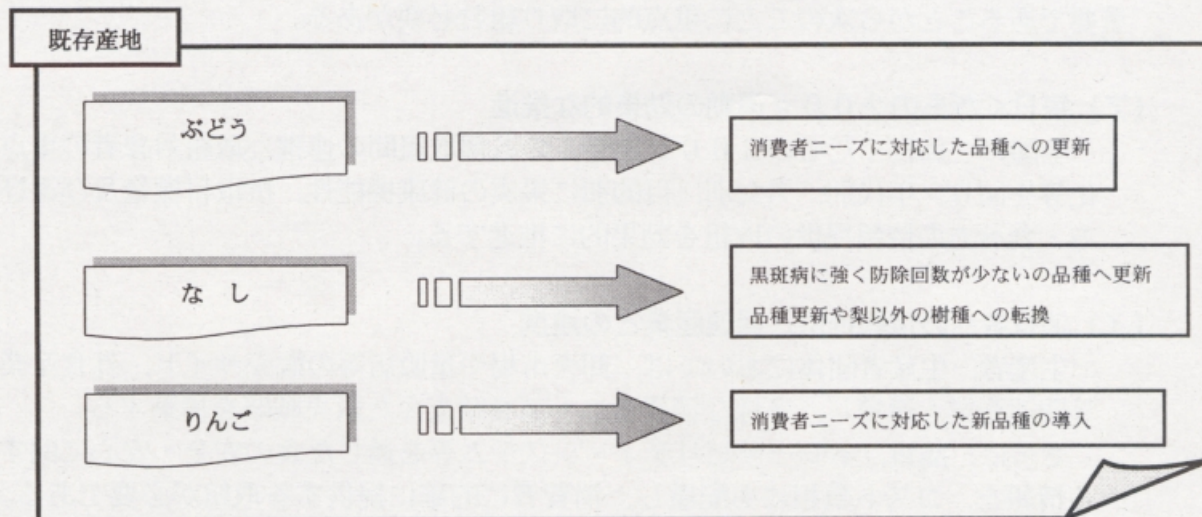
	H15	H27目標
いしじ	163	500
デコポン	255	300
はるみ	81	150
レモン	131	200
その他	68	350
計	698	1,500
かんきつ総計	4,637	3,650

◎新たな落葉果樹産地の育成



(オ) 広島果樹のブランド化

供給過剰が見込まれる品目・品種を対象に、改植等を積極的に推進するものとともに、販売サイドと連携して「旬」や「品質の良さ」等を強調するため、品質管理の高度化によるブランド化を推進することなど産地に合った取組を進める。



イ 担い手の経営改善

果実の需要が伸び悩む中、うんしゅうみかんについては、生産量・品質の変動により価格が不安定であり、適切な需給調整を実施するとともに、それでもなお価格が基準を下回った場合には価格補てんを行う「需給調整・経営安定対策」を実施してきた。

(ア) 需給調整の適切な推進

需給調整・経営安定対策の実施により、生産調整については、計画どおり達成され、うんしゅうみかんでは隔年結果が是正されつつある。

しかし、生産出荷目標量の一律配分により担い手の生産意欲が減退したり、一時的な出荷集中も見られ価格低下の要因となっている。

平成18年度まで実施される需給調整対策においては、計画どおり実施するが、平成19年度以降については、引き続き生産者団体が中心となった需給調整が必要であり、うんしゅうみかん等については、供給過剰の改善を推進していく。

さらに、うんしゅうみかんについては、一時的な出荷集中がある場合は、生産者団体の主導により生食用果実を加工用途等に仕向ける措置を行う必要もある。

また、その他の品目についても、これまでと同様、需要に見合った生産のため生産者団体主導の需給調整を実施することが必要である。

(イ) 担い手への経営支援の推進

平成18年度まで実施する経営安定対策においては、担い手の経営安定に資するような運用改善が行われ、また、気象災害による減収を補てんするため果樹共済への加入を推進する。

平成19年度以降においては、適切な需給調整対策の実施を前提として、経営支援対策について、担い手の経営基盤の強化を支援する。